三　当該届出をしようとする者が法人であって、その代表者又は管理人の婚姻前の氏名を当該代表者又は管理人の氏名に併せて当該届出書に記載した場合において、第一号に掲げる書類（第十一条第二号ロに掲げる書類に限る。）が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

四　業務の承継の事実を証する次に掲げる書面

イ　当該届出に係る業務の承継が譲渡又は合併によるものである場合は、当該譲渡又は合併に係る契約書の写し及び法人にあっては、登記事項証明書

ロ　当該届出に係る業務の承継が会社分割によるものである場合は、当該会社分割に係る新設分割計画書又は吸収分割契約書の写し及び法人にあっては、登記事項証明書

ハ　当該届出に係る業務の承継が相続によるものである場合は、当該相続の事実を証する書面の写し

別紙様式第一号第2面の表記載上の注意4．中「記載すること」の次に「。また、婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（　）書きで併せて記載することができる」を加える。

別紙様式第三号第2面の表記載上の注意に次のように加える。

5．婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「代表者の氏名」又は「役員」の欄に（　）書きで併せて記載することができる。

別紙様式第二十八号第2面の表記載上の注意4．中「記載すること」の次に「。また、婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（　）書きで併せて記載することができる」を加える。

（資金移動業者に関する内閣府令の一部改正）

第二十二条　資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第六条中第十六号を第十七号とし、第三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　取締役等の婚姻前の氏名を当該取締役等の氏名に併せて第四条の規定による登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第十条第一項第四号を次のように改める。

四　取締役等に変更があった場合　次に掲げる書類

イ　新たに取締役等になった者に係る第六条第二号、第四号及び第五号に掲げる書類並びに当該変更に係る同条第六号に掲げる書類

ロ　新たに取締役等になった者の婚姻前の氏名を当該新たに取締役等になった者の氏名に併せて当該変更届出書に記載した場合において、イに掲げる書類（第六条第二号に掲げる書類に限る。）が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ハ　別紙様式第三号により作成した法第四十条第一項各号に該当しないことを誓約する書面

第十条第一項第六号中「第六条第十号から第十三号まで」を「第六条第十一号から第十四号まで」に改め、同項第七号中「第六条第十四号」を「第六条第十五号」に改める。

別紙様式第一号第2面の表記載上の注意に次のように加える。

7．婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「代表者の氏名」又は「取締役及び監査役等」に括弧書きで併せて記載することができる。

別紙様式第二号第3面の表記載上の注意に次のように加える。

7．婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「代表者の氏名」、「国内における代表者の氏名」又は「取締役及び監査役に準ずる者」に括弧書きで併せて記載することができる。

（資金清算機関に関する内閣府令の一部改正）

第二十三条　資金清算機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号ハ及びニを次のように改める。

ハ　取締役及び監査役（委員会設置会社にあっては、取締役及び執行役）に係る次に掲げる書類

(1)　履歴書

(2)　住民票の抄本又はこれに代わる書面

(3)　婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第六十五条第一項の免許申請書に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(4)　法第六十六条第二項第四号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面

ニ　会計参与設置会社にあっては、会計参与に係る次に掲げる書類

(1)　履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）

(2)　住民票の抄本（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

(3)　婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第六十五条第一項の免許申請書に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(4)　法第六十六条第二項第四号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

第四条第二号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　理事及び監事の婚姻前の氏名を当該理事及び監事の氏名に併せて法第六十五条第一項の免許申請書に記載した場合において、ハの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第七条第二項第十二号中「又はこれに代わる書面」を削り、「登記事項証明書」の下に「又はこれに代わる書面」を加える。

第十一条第二項第二号及び第三号を次のように改める。

二　法第六十五条第一項第四号に掲げる事項の変更　次に掲げる書類

イ　法第六十五条第二項第三号に掲げる書類

ロ　第四条第一号ハ（(3)を除く。）又は第二号ハに掲げる書類

ハ　婚姻前の氏名を、氏名に併せて前項の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書類（第四条第一号ハ(2)に掲げる書類又は同条第二号ハの住民票の抄本又はこれに代わる書面に限る。）が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

三　法第六十五条第一項第五号に掲げる事項の変更　次に掲げる書類

イ　法第六十五条第二項第三号に掲げる書類

ロ　第四条第一号ニ（(3)を除く。）に掲げる書類

ハ　婚姻前の氏名を、氏名に併せて前項の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書類（第四条第一号ニ(2)に掲げる書類に限る。）が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

（認定資金決済事業者協会に関する内閣府令の一部改正）

第二十四条　認定資金決済事業者協会に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて令第二十三条第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面